

◎指定給水装置工事事業者の申請について

○提出書類

① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）

※氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者及び役員の氏名、連絡先、選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号、事業範囲を記載します。

※この際、主任技術者の免状の写しの提示が必要になります。

② 機械器具の名称、性能及び数の一覧表（写真添付）・・・事務所の外観写真も添付

※機械器具の種類

- イ 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
- ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ニ 水圧テストポンプ

③ 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

④ 誓約書（様式第2号）

※この際、代表者及び役員もしくは個人の身分証明書の提示が必要になります。

→身分証明書は各役場の住民課等で発行します。

※誓約書の条件

- イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの。
- ロ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ハ 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
- ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの。

⑤ 手数料 2万円

※なお、指定給水装置工事事業者証交付後、14日以内に給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第6号）を提出してください。（免状の写し及び主任技術者証の写しを添付）